

熊本県公報

号外 第 23 号
平成 19 年 6 月 25 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○ 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	(秘書課)	3
○ 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(人事課)	3
○ 熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	(職員課)	4
○ 熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例	(")	5
○ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	5
○ 熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	5
○ 熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	7
○ 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(")	7
○ 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	8

本号で公布された条例のあらまし

◇ 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律が一部改正されたことに伴い、知事が作成する資産等報告書に掲げる事項の中から「郵便貯金」及び「金銭信託」を削り、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、「郵便貯金」を削る改正規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行し、「金銭信託」を削る改正規定及び「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 3 改正後の資産等報告書において、旧郵便貯金等は預金とみなす経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)

◇ 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律により国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、失業者の退職手当に関して関係規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正
 - ア 雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が 12 月以上(改正前は 6 月以上)あることを受給資格要件とする(第 10 条第 1 項及び第 3 項関係)
 - イ 船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除することとした。(第 10 条第 17 項関係)
 - (2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - 雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が 12 月以上(改正前は 6 月以上)あることを受給資格要件とする(第 12 条第 4 項関係)
 - (3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - 雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が 12 月以上(改正前は 6 月以上)あることを受給資格要件とする(第 16 条第 4 項関係)
 - 2 施行日前の失業者の退職手当等に関する経過措置を定めることとした。(附則第 2 条及び第 3 条関係)

- 3 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、(1) のイ及び 2 の附則第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
- 1 地方自治法の一部改正により出納長及び吏員制度が廃止されたことに伴い、関係規定を整備することとした。(第 1 条第 3 項関係)
 - 2 学校教育法の一部改正により「助教授」が「准教授」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」が「特別支援学校」に改められたことに伴い、関係規定を整理することとした。(第 1 条第 3 項及び第 4 項関係)
 - 3 その他規定の整理を行うこととした。(第 1 条第 3 項関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとした。

◇熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例

- 1 受給者に過払した恩給は、その後支払うべき恩給の内払いとみなすことができるよう規定を追加することとした。(第 9 条ノ 4 関係)
- 2 恩給受給者の死亡後に、過誤払された金額は、相続人に支払うべき扶助料と相殺することができるよう規定を追加することとした。(第 9 条ノ 5 関係)
- 3 重度障害の成年の子への転給について、支給要件を見直し、職員死亡当時から引き続き重度障害等の状態にあることを必要とすることとした。(第 26 条関係)
- 4 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、1 及び 2 の規定は、公布の日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 5 この条例施行の際、現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子に関する経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 第 2 条第 1 項第 177 号に規定する建築物の確認申請等に係る手数料について、建築基準法第 18 条の 3 に規定する「確認審査等に関する指針」を踏まえ、加算して徴収した手数料につき、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかったときに還付する制度を設けることとした。(第 2 条第 1 項第 177 号及び第 5 条第 3 項関係)
- 2 租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(第 2 条第 1 項第 349 号、第 350 号及び第 354 号関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行し、1 の規定は、平成 19 年 6 月 20 日から適用することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 総則
 - 郵政民営化に伴い、熊本県内の郵便局を県税等の収納機関としていた例外規定を整理し、他の金融機関と同様の取扱いを行うこととした。(第 6 条関係)
- 2 県民税
 - (1) 信託に係る税制について、法人でない社団又は財団、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税割額によって課するものとした。(第 26 条関係)
 - (2) 証券取引法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。(第 38 条の 19 関係)
 - (3) その他規定の整理を行うこととした。(第 33 条、附則第 14 条・第 15 条関係)
- 3 事業税
 - (1) 信託に係る税制について、法人でない社団又は財団、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に事業税の所得割を課することとするほか、特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託所得割を廃止することとした。(第 39 条から第 41 条まで、第 43 条関係)
 - (2) その他規定の整理を行うこととした。(附則第 6 条の 3 関係)
- 4 地方消費税
 - 課税が免除される対象となる事業者について、法人課税信託の受託者にあつては、受託事業者及び固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除されるものに限ることとした。(第 48 条の 3 関係)
- 5 不動産取得税
 - (1) 勤労者財産形成促進法の一部改正に伴い、不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例の対象から、事業主等が独立行政法人雇用・能力開発機構の貸付けを受けて勤労者にその持ち家として譲渡する住宅を購入する場合等を除外することとした。(第 49 条関係)
 - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 59 条、附則第 6 条の 7 関係)
- 6 この条例において引用する地方税法施行令の条項を明確にするための関係規定の整理を行うこととした。(附則第 12 条関係)
- 7 この条例は、信託法の施行の日から施行することとした。ただし、1 及び 2 の(3)(第 33 条関係に限る。)については、平成 19 年 10 月 1 日から、2 の(2)については、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から、5 及び

6 については、公布の日から施行することとした。

8 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律の制定に伴い、警察法施行令に定める警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準が改正されたため、刑事部の分掌事務に「犯罪による収益の移転防止に関すること」を加えることとした。(第 3 条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 警察職員の特殊勤務手当の一部について、業務の定型化により特殊性が希薄になった作業を支給対象外とする等の見直しを行うことに伴い、関係規定を整備することとした。

(1) 支給額の改正

無線自動車運転作業(1日につき340円→380円)(別表第3号作業関係)

(2) 支給対象外とする業務

特殊機械保守作業、術科指導員の従事する術科指導作業及び運転免許路上試験作業(第4条、別表第4号、第7号及び第16号作業関係)

2 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行することとした。

条 例

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 43 号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定 平成 19 年 10 月 1 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日

2 改正後の第 2 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、平成 19 年 10 月 1 日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金をいい、通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 44 号

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和 28 年熊本県条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「6 月以上」を「12 月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6 月以上)」に、「雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)」を「同法」に、「同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第 23 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「6 月以上」を「12 月以上(特定退職者にあっては、6 月以上)」に改める。

第 2 条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 17 項中「又は船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)」を削る。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 32 年熊本県条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項中「6 月以上」を「12 月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、6 月以上)」に、「雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)」を「同法」に、「同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に定める者を同項」を「特定退職者を同法第 23 条第 2 項」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 4 項中「6 月以上」を「12 月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理規程で定めるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、6 月以上)」に、「雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)」を「同法」に、「同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理規程で定める者を同項」を「特定退職者を同法第 23 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定、第 3 条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第 12 条第 4 項の規定並びに第 4 条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 16 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第 10 条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 30 号)附則第 42 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条の規定による改正前の船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 45 号

熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和 32 年熊本県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 1 号中「、出納長」を削り、「及び」の次に「地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)による改正前の」を加え、「本項中」を「この項及び次項において」に改め、同項第 4 号中「第 200 条第 1 項」を「第 200 条第 3 項」に改め、同項第 5 号中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条の 2 第 1 項」に改め、同項第 8 号ア中「、助教授」を削り、同号ウ中「、小学校、盲学校、聾学校、又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項第 10 号中「第 111 条」を「第 109 条」に改め、同項中第 16 号を第 19 号とし、第 15 号を第 16 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(17) 学校教育法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 83 号)による改正前の学校教育法第 58 条第 1 項に規定する助教授

(18) 学校教育法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 80 号)第 1 条の規定による改正前の学校教育法第 1 条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第 1 条第 3 項中第 14 号を第 15 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)による改正前の地方自治法第 168 条第 1 項に規定する出納長

第 1 条第 4 項第 1 号ア中「、助教授」を削り、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 学校教育法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 83 号)による改正前の学校教育法第 58 条第 1 項に規定する助教授

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 46 号

熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等恩給条例（大正 13 年熊本県令第 8 号）の一部を次のように改める。

第 9 条ノ 3 の次に次の 2 条を加える。

第 9 条ノ 4 恩給ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ恩給ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル恩給ハ其ノ後ニ支払フベキ恩給ノ内払ト看做スコトヲ得恩給ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ恩給ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ恩給ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第 9 条ノ 5 恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ恩給ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該恩給ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト称ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ恩給アルトキニ於ケル当該恩給ノ支払金ノ金額ノ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ヘノ充當ニ関シテハ法第 18 条ノ規定ノ例ニ依ル第 26 条中「重度障害ノ状態ニシテ」を「公務員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条ノ 3 の次に 2 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第 26 条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 47 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 177 号中「構造計算適合性判定」の次に「（以下「構造計算適合性判定」という。）」を加え、同項第 349 号中「第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ」に改め、同項第 350 号中「第 31 条の 2 第 2 項第 15 号二」を「第 31 条の 2 第 2 項第 16 号二」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 15 号二」を「第 62 条の 3 第 4 項第 16 号二」に改め、同項第 354 号中「第 20 条の 2 第 11 項」を「第 20 条の 2 第 13 項」に、「第 38 条の 4 第 20 項」を「第 38 条の 4 第 22 項」に改める。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、知事は、第 2 条第 1 項第 177 号の手数料については、構造計算適合性判定を要する建築物について、同号ただし書の規定により加算した額の手数料を徴収した場合において、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかったときは、納付済の手数料の額（同号ただし書の規定により加算した部分に限る。）から 10,000 円を減じた金額を納付者に還付するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 349 号、第 350 号及び第 354 号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 19 号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 177 号及び第 5 条第 3 項の規定は、平成 19 年 6 月 20 日から適用する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 48 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、熊本県内の郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下同じ。）」を削る。

第 26 条第 1 項中「均等割額によって」の次に「、第 4 号の 2 に掲げる者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（4）の 2 法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規

定する法人課税信託をいう。以下この節及び次節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第26条第4項中「本節及び第2節」を「この節及び次節」に改め、「を行うもの」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条5項中「(昭和40年法律第34号)」を削り、「収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第6項中「定が」を「定めが」に、「且つ」を「かつ」に改め、「含む。)」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第33条中「払込は」を「払込みは」に、「、収納代理金融機関又は熊本県内の郵便局」を「又は収納代理金融機関」に改める。

第38条の19中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第39条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同号イ中「法第72条の24の7第6項各号」を「法第72条の24の7第5項各号」に、「みなされるもの」を「みなされる法人でない社団又は財団、第4項の規定により法人とみなされる法人課税信託の引受けを行う個人」に、「第2条第19項」を「第2条第12項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「かつ、収益事業」の次に「又は法人課税信託の引受け」を加え、同条第7項中「法第72条の2第9項」を「法第72条の2第10項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「法第72条の2第8項」を「法第72条の2第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「法第72条の2第7項」を「法第72条の2第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第2項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第40条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「、清算所得及び同項第2号の各特定信託の各計算期間の所得」を「及び清算所得」に、「同項第3号」を「同項第2号」に改める。

第41条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「又は第2項の規定」を「の規定」に改め、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

第41条第4項を同条第3項とし、同条第5項第4号中「法第72条の2第9項」を「法第72条の2第10項」に改め、同項を同条第4項とする。

第43条第1項中「、各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を削り、同項第1号中「又は各計算期間」を削り、「第15項」を「第14項」に改め、同項第4号中「又は計算期間」を削る。

第48条の3第1項中「本節」を「この節」に改め、「免除される事業者」の次に「(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)」を加え、同条第2項中「本節(前項及び本項)」を「この節(前項及びこの項)」に改める。

第49条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「施行令第36条の2の4」を「施行令第36条の2の3」に改め、同項を同条第8項とする。

第59条第1項第4号中「施行令第39条の3各号」を「施行令第39条の3」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号ア」を「同条第3項第2号」に改める。

附則第6条の7第1項中「施行令第36条の2の2に定める」を「施行令第36条の2の2に規定する」に、「施行令第36条の2の3に定める」を「施行令第39条の3に規定する」に改め、「若しくは同条第3項本文」及び「、同条第3項本文」を削る。

附則第12条第2項中「省令で定める」を「省令附則第11条の2に規定する」に改め、同条第3項中「自動車で省令で定める」を「自動車で省令附則第11条の3第1項に規定する」に改め、同項第1号中「という。」で省令で定める」を「という。」で省令附則第11条の3第2項に規定する」に、「超えないもので省令で定める」を「超えないもので省令で定める」を「超えないもので省令附則第11条の3第3項に規定する」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準で省令で定める」を「排出ガス保安基準で省令附則第11条の3第4項に規定する」に、「超えないもので省令で定める」を「超えないもので省令附則第11条の3第5項に規定する」に改め、同条第4項中「第12条の2」を「第12条」に、「トラックその他の省令で定める」を「トラックその他の省令附則第12条第3項に規定する」に、「乗用車その他の省令で定める」を「乗用車その他の省令附則第12条第4項に規定する」に改め、同項第1号中「該当するもので省令で定める」を「該当するもので省令附則第12条第5項に規定する」に、「排出ガス保安基準で省令で定める」を「排出ガス保安基準で省令附則第12条第6項に規定する」に改め、同項第2号中「該当するもので省令で定める」を「該当するもので省令附則第12条第7項に規定する」に、「排出ガス保安基準で省令で定める」を「排出ガス保安基準で省令附則第12条第8項に規定する」に改め、同条第8項中「第12条の2の2第4項」を「第12条の2第3項」に改める。

附則第14条中「、各連結事業年度又は各計算期間」を「又は各連結事業年度」に改める。

附則第 15 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 26 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する個人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。ただし、第 6 条及び第 33 条の改正規定は平成 19 年 10 月 1 日から、第 38 条の 19 の改正規定及び第 39 条第 1 項第 1 号イの改正規定（「第 2 条第 19 項」を「第 2 条第 12 項」に改める部分に限る。）は証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日から、第 49 条及び第 59 条の改正規定並びに附則第 6 条の 7 及び第 12 条の改正規定は公布の日（附則第 3 項において「公布日」という。）から施行する。
（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第 26 条、第 39 条から第 41 条まで、第 43 条及び第 48 条の 3 並びに附則第 6 条の 3、第 14 条及び第 15 条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 56 条第 2 項の規定により同法第 3 条第 1 項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたもの）を含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 3 新条例第 49 条、第 59 条及び附則第 6 条の 7 の規定は、公布日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 49 号

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察本部の内部組織に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 50 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、第 4 号作業」を削り、「、第 11 号作業又は第 16 号作業」を「又は第 11 号作業」に改める。

別表第 3 号作業の項手当の額の欄中「340 円」を「380 円」に改め、同表第 4 号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

削除	
----	--

別表第 7 号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

削除	
----	--

別表第 16 号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

削除	
----	--

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 42 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条の 6 第 2 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
2 令第 6 条の 8 第 3 項の規定による通知書の様式は、別記第 16 号の 9 様式による。

別記第1号の4様式を次のように改める。
別記第1号の4様式(第2条関係)

② 県民税 制收証書
法人 事業税

都道府県コード	430005	県	都道府県コード	430005	県
納本		加入者	納本		加入者
所在地及び法人名 (法人課税債権に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税額又は各事業年度の所得に対する事業税については、法人課税債権の名称を併記)					
レイアウトID	取支	システム	納税者番号	納込枚数(◆)	種
課税年度		課税区分	税目	申告区分	法人二税
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間					
法人税割額	均等割額	所得割額	付加価値割額	資本割額	収入割額
法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	合計額	納期限		
上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)			年	月	日
上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)			領収日	付印	日
上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)			日	計	円

(第 号承認)

③ 県民税 納付書
法人 事業税

都道府県コード	430005	県	都道府県コード	430005	県
納本		加入者	納本		加入者
所在地及び法人名 (法人課税債権に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税額又は各事業年度の所得に対する事業税については、法人課税債権の名称を併記)					
レイアウトID	取支	システム	納税者番号	納込枚数(◆)	種
課税年度		課税区分	税目	申告区分	法人二税
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間					
法人税割額	均等割額	所得割額	付加価値割額	資本割額	収入割額
法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	合計額	納期限		
上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)			年	月	日
上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)			領収日	付印	日
上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)			日	計	円

(第 号承認)

④ 県民税 制收証書
法人 事業税

都道府県コード	430005	県	都道府県コード	430005	県
納本		加入者	納本		加入者
所在地及び法人名 (法人課税債権に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税額又は各事業年度の所得に対する事業税については、法人課税債権の名称を併記)					
レイアウトID	取支	システム	納税者番号	納込枚数(◆)	種
課税年度		課税区分	税目	申告区分	法人二税
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間					
法人税割額	均等割額	所得割額	付加価値割額	資本割額	収入割額
法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税	法人事業税
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	合計額	納期限		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			年	月	日
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			領収日	付印	日
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			日	計	円

(第 号承認)

別記第16号の8様式の次に次の1様式を加える。
 別記第16号の9様式（第9条の6関係）

地方税法第14条の18第6項及び第7項の規定による 第三債務者等に対する通知書										
第三債務者等 様 熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長										第 年 月 号 日 印
次の納税者（特別徴収義務者）の県税に係る滞納金額のうち次の金額を徴収するため地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押さえましたが、同条第5項の規定により滞納処分を続行しますので、同条第6項・第7項の規定により通知します。										
納 税 者 (特別徴収義務者)		住 所								
		氏 名								
譲 渡 担 保 権 者		住 所								
		氏 名								
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	督促状発 付年月日	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
				円	法律による 金額	円	法律による 金額	
								
								
上記滞納金額のうち地方税法第14条の18第1項の規定により徴 収しようとする金額								円		
譲 渡 担 保 財 産 〔名称、数量、 性質及び所在〕										
譲渡担保権者に対する告知書を発した年月日						年	月	日		
納税者等の財産として差押えをした年月日						年	月	日		

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 29 号の 4 の 4 様式（表）中「特定信託」を「法人課税信託」に改め、同様式（裏）中

特定信託に係る事項				
届出の事項 （該当する ものに記入 してください。）	特定信託の 名 称	変 更 前	変 更 後	
	計 算 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	信託事務引 継ぎの理由			
備 考				
注 意	1 設立・支店等の設置の場合には、定款の写し及び法人設立の登記事項証明書の写しを添付してください。 2 法人税の連結納税に係る事項の届出の場合には、当該届出事項を証する書類（法人税の連結納税の承認通知書の写し等）を添付してください。また、連結法人が地方税法第72条の25第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告期限延長の承認を受けている場合は、申告期限延長の有無欄に記入してください。 3 特定信託の契約の締結の場合には、当該特定信託の契約書の写し及び約款の写しを、特定信託の信託事務の引継ぎの場合には、当該引継ぎの事実を証する書類を添付してください。 4 解散の場合は、登記事項証明書の写しを添付し、清算人の住所氏名を記入してください。 5 分割（分社型分割を除く。）の場合は、登記事項証明書の写しを添付し、その他変更前欄に分割法人を、その他変更後欄に分割承継法人を記入してください。 6 異動事項の届出の場合には、変更後・変更前の欄の両方に記入し、当該異動事項を証する書類を添付してください。それ以外の場合には、変更前の欄に記入してください。 7 熊本県内にこの届出以外の事務所・事業所等がある場合には、備考欄に記入してください。			

」を

注 意	1 設立・支店等の設置の場合には、定款の写し及び法人設立の登記事項証明書の写しを添付してください。 2 法人税の連結納税に係る事項の届出の場合には、当該届出事項を証する書類（法人税の連結納税の承認通知書の写し等）を添付してください。また、連結法人が地方税法第72条の25第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告期限延長の承認を受けている場合は、申告期限延長の有無欄に記入してください。 3 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について提出する場合は、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。 4 法人課税信託の契約の締結の場合には、当該法人課税信託の契約書の写し及び約款の写しを、法人課税信託の信託事務の引継ぎの場合には、当該引継ぎの事実を証する書類を添付してください。 5 解散の場合は、登記事項証明書の写しを添付し、清算人の住所氏名を記入してください。 6 分割（分社型分割を除く。）の場合は、登記事項証明書の写しを添付し、その他変更前欄に分割法人を、その他変更後欄に分割承継法人を記入してください。 7 異動事項の届出の場合には、変更後・変更前の欄の両方に記入し、当該異動事項を証する書類を添付してください。それ以外の場合には、変更前の欄に記入してください。 8 熊本県内にこの届出以外の事務所・事業所等がある場合には、備考欄に記入してください。
-----	---

」に改める。

附 則

- この規則は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。ただし第 9 条の 6 の改正規定及び別記第 16 号の 8 様式の次に 1 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

